令和８年第２回蟹江町議会定例会会議録

招集年月日	令和８年６月23日（火）			
招集の場所	蟹江町役場　議事堂			
開会（開議）	６月23日　午前９時00分宣告（第３日）			
応招議員	１番	武　藤　くるみ	２番	多　田　陽　子
	３番	志　治　市　義	４番	石　原　裕　介
	５番	山　岸　美登利	６番	飯　田　雅　広
	７番	板　倉　浩　幸	８番	水　野　智　見
	９番	三　浦　知　将	10番	吉　田　正　昭
	11番	冨　田　さとみ	12番	伊　藤　俊　一
	13番	安　藤　洋　一	14番	佐　藤　　茂
不応招議員				

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	常勤特別職	町長	横江　淳一	副町長	加藤　正人
	政策推進室	室長	小島　昌己	政策推進課長	丹羽　修治
		ふるさと振興課長	加藤慎太郎		
	総務部	部長	鈴木　孝治	総務課長	藤下　真人
		税務課長	服部　幸太		
	民生部	部長	不破　生美	介護福祉課長	松井智恵子
		こども福祉課長	飯田　陽亮	保険医療課長	山田　尚徳
	産業建設部	部長	肥尾建一郎	環境課長	太田　圭介
	上下水道部	部長	石原　己樹	次長兼下水道課長	北條　寿文
		水道課長	東方　俊樹		
	消防本部	消防長	竹内　豊	次長兼総務課長	三谷　克利
	教育委員会事務局	教育長	服部　英生	教育部長	舘林　久美
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局	局長	萩野　み代	書記	荒木　慎介
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 （会議規則第21条）				

日程第１　議案第40号　令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第３号）
日程第２　議案第26号　蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
日程第３　議案第27号　蟹江町税条例の一部改正について
日程第４　議案第28号　蟹江町都市計画税条例の一部改正について
日程第５　議案第33号　蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
日程第６　議案第34号　蟹江町水道事業給水条例の一部改正について
日程第７　議案第39号　蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第８　議案第29号　蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第９　議案第30号　蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
日程第10　議案第31号　蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
日程第11　議案第32号　蟹江町介護保険条例の一部改正について
日程第12　議案第37号　令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第２号）
日程第13　議案第38号　令和８年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第１号）
日程第14　閉会中の所管事務調査及び審査について
追加日程第15　議案第40号　令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第３号）

○議長　伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、令和８年第２回蟹江町議会定例会の最終日でございます。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、議事日程、議案第40号の追加議案、総務建設常任委員会及び民生教育常任委員会の審査報告書並びに議会運営委員会報告書を配付しております。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき、出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用していただきますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様にもお願い申し上げます。議事を円滑に進行させるため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにしていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、去る６月16日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長、安藤洋一君、ご登壇ください。

（13番議員登壇）

○議会運営委員長　安藤洋一君

皆さん、おはようございます。

ただいまより、去る６月16日に開催されました令和８年第２回６月定例会第３回議会運営委員会の協議結果について報告を申し上げます。

１、意見書の取扱いについて。

（１）採択することになった意見書。これは該当がありませんでした。

（２）不採択とすることになった意見書。

ア、介護報酬および障害福祉サービス等報酬の臨時改定を求める意見書。

イ、保育等の公定価格の見直しを求める意見書。

ウ、ｍＲＮＡワクチン（レプリコンワクチンを含む）接種事業の中止を求める意見書。

エ、日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書。

オ、「黒い雨」被災者すべてに、被爆者手帳の交付を求める意見書。

以上であります。

２、令和８年第３回９月定例会の日程について、これは別紙をご覧ください。

月日、曜日、会議等の順に読み上げてまいります。

まず、８月25日火曜日、議会運営委員会を開催いたします。

９月２日水曜日、議会の開会。終了の後、全員協議会となっております。

３日木曜日は２日に終了しなかった場合の予備日となっております。

８日火曜日、各常任委員会を開催いたします。

10日木曜日、一般質問。

11日金曜日、終了しなかった場合の予備日となっております。

17日木曜日、決算審査。

18日金曜日、終了しなかった場合の予備日となっております。

25日金曜日が全て審議終了の後の閉会となっております。

会期の予定表は以上であります。

３、追加議案について。

追加議案として議案第40号「令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第３号）」を上程したい旨、理事者より申出がありました。

最終日の冒頭で、議案上程された後、暫時休憩として直ちに全員協議会を開催します。内容に関する説明を受けます。その後、本会議を再開して精読とし、追加日程により審議、採決することとした。

４、蟹江町議会の個人情報の保護に関する条例施行規程の一部改正について。

令和８年６月23日、本日をもって施行日とし、同日付で告示することといたしました。

５、その他。

９月議会議案説明会について。

日時、令和８年８月20日木曜日、午前９時。場所は３階の協議会室となっております。

報告は以上であります。

（13番議員降壇）

○議長　伊藤俊一君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は配付のとおりです。

○議長　伊藤俊一君

日程第１　議案第40号「令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第３号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長　鈴木孝治君

それでは、ご提案申し上げます。

議案第40号「令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第３号）」。

令和８年度蟹江町の一般会計補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,352万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ143億2,078万5,000円とする。

第２項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年６月23日提出、蟹江町長、横江淳一。

８ページ、９ページのほうをお願いいたします。

今回の補正案につきましては、国の補助金を受けまして、物価高騰の影響を受ける町内会や生活者に対して必要な支援をきめ細やかに実施するものでございます。詳細につきましては、後ほどの全員協議会でご説明させていただきます。

それでは、歳入でございます。

まず、15款国庫支出金、２項国庫補助金、１目総務費国庫補助金、補正額が354万2,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、重点支援地方交付金（町内会運営費交付金（物価高騰対応分）事業）でございます。

次に、４目商工費国庫補助金、補正額が997万8,000円の増額補正でございます。内訳といたしまして、重点支援地方交付金（プレミアム付デジタル商品券発行事業）でございます。

歳入につきましては以上でございます。

続きまして、10ページ、11ページのほうをお願いいたします。

歳出でございます。

まず、２款総務費、１項総務管理費、７目諸費、補正額が354万2,000円の増額補正でございます。財源内訳は、全額、国庫補助金でございます。内訳としましては、町内会運営費交付金（物価高騰対応分）として、31の町内会に対し１世帯当たり200円を追加交付するものでございます。

次に、６款１項商工費、１目商工業振興費、補正額が997万8,000円の増額補正でございます。財源内訳は、全額、国庫補助金でございます。内容としましては、プレミアム付デジタル商品券発行事業として、町内事業所で使える6,500円分のデジタル商品券を5,000円で販売するもので、5,000口を追加で発行するものでございます。

以上のとおり提案させていただきますので、ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長　伊藤俊一君

提案理由の説明が終わりましたので、ここで暫時休憩とし、直ちに全員協議会を開催をいたします。

暫時休憩といたします。

全員協議会は協議会室で行いますので、よろしくお願いいたします。

（午前９時10分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前９時44分）

○議長　伊藤俊一君

議案第40号の提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第40号は精読にしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第40号は精読とされました。

ここで、政策推進課長、ふるさと振興課長の退席と、上下水道部次長兼下水道課長、消防次長兼総務課長、水道課長、税務課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

（午前９時45分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前９時46分）

○議長　伊藤俊一君

日程第２　議案第26号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」

日程第３　議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」

日程第４　議案第28号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」

日程第５　議案第33号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」

日程第６　議案第34号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」

日程第７　議案第39号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本６案は総務建設常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

総務建設常任委員長、三浦知将君、ご登壇ください。

（９番議員登壇）

○総務建設常任委員長　三浦知将君

総務建設常任委員会に付託されました６案件につきまして、去る６月９日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第26号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、規則で定める大規模災害での作業というのは町内での作業を指すのかという内容の質疑がありました。

これに対し、町外での作業を想定しているという内容の答弁がありました。

次に、第１号、災害対策本部が設置された町外への派遣と、第３号、規則で定める大規模災害での作業の違いについて説明を求めるという内容の質疑がありました。

これに対し、第１号の災害対策本部が設置された町外への派遣実績は過去にあまり例がないが、例えば、台風の接近や直撃に伴い災害対策本部を設置した蟹江町以外の市町村が被害を受け、その市町村へ蟹江町の職員を派遣するような場合には、第１号を適用して支給する。第３号の規則で定める大規模災害での作業については、災害救助法が適用された市町村へ蟹江町の職員を派遣する場合に支給するものである。能登半島地震等で派遣した実績があるという内容の答弁がありました。

次に、町内での災害等に伴う特殊勤務には、手当は支給されないのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の改正において、町内での作業は対象になっていないという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第26号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、特定暗号資産とはビットコインのことなのかという内容の質疑がありました。

これに対し、特定暗号資産とはいわゆる仮想通貨というもので、主なものはビットコインなどが該当するという内容の答弁がありました。

次に、固定資産税について、家屋と償却資産の免税点が引き上げられるが、税収への影響はあるか、また、この償却資産の免税点については、申告に基づき判定されるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、免税点の引上げによる税収への影響はほぼない。また、償却資産の登録は、申告されたものを課税台帳に登載する。免税点以下であれば課税しないという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町では、償却資産の税額は総額どれほどあるのか、また、調定金額はどれほどであるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、資料を持ち合わせていないため、後日回答するという内容の答弁がありました。この回答については後日情報提供があり、議案第27号参考資料として全議員に対して既

にタブレット配信を行っております。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第27号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、改修実演芸術公演施設は蟹江町にあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、蟹江町に該当する施設はない。また、今回、都市計画税の減額規定の対象となる施設について、改修特別特定建築物と名称が変わり、適用基準の範囲が広がるが、そちらも現在、蟹江町に該当する施設はないという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第28号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第33号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、質疑、討論もなく、議案第33号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」を議題としました。

請求資料の内容について補足説明を受けた後、審査に入ったところ、料金改定について改めて説明を求める。また、改定後の年間収益の見込みはどれほどかという内容の質疑がありました。

これに対し、現行では基本水量が２か月で20立方メートルまでは基本料金として定額であるが、今回の改正で、口径別基本料金と使用水量による従量料金の二部料金制により水道料金が決まるようになり、水量１立方メートルから従量料金が加算されるようになる。また、収益については、現在１期当たり約１億円、年間で約６億1,000万円の料金収入が見込まれる。今回の改正は、全体で水道料金が25％上昇する料金改定で、年間約１億6,000万円収益が増える見込みであるという内容の答弁がありました。

次に、海部南部水道企業団から給水している富吉地区の一部は、今回の蟹江町の料金改定による影響を受けず、海部南部水道企業団へ水道料金を支払うという解釈でよいかという内容の質疑がありました。

これに対し、お見込みのとおりであるという内容の答弁がありました。

次に、蟹江町水道事業水道料金等審議会の答申に基づく料金改定であると考えられるが、この中で、令和13年度にも25％の値上げが適当とある。値上げへの考えはあるかという内容の質疑がありました。

これに対し、今後の経営状況や社会情勢等、そのときの現状を加味しつつ、適正価格も含めて検討を慎重に行いながら料金改定を進めていきたいと考えているという内容の答弁があ

りました。

次に、口径別の比率はどれほどかという内容の質疑がありました。

これに対し、口径13ミリメートルと口径20ミリメートルで約９割を占めている。これは、集合住宅も含め、いわゆる一般家庭の多くが使っている口径であるという内容の答弁がありました。

次に、今回の料金改定は、大口使用者よりも一般家庭に負担がかかるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回の改正では口径別の基本料金を設定しており、一般家庭の負担はなるべく少なく、大きな口径ほど基本料金が率としては大きく上昇するため、計算上、大口使用者の負担割合は大きくなってくるという内容の答弁がありました。

次に、料金改定による増収が見込まれるが、その分、水道工事は増えるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、水道管布設工事を行いつつ、管理棟等の電気工事などの施設工事にも使っていきたいと考えているという内容の答弁がありました。

次に、付随して下水道使用料も上がるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、水道料金のみの改定であるという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第34号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、消防団員等にはどのような人が該当するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、消防団員以外でも火災や救急時の活動を手助けした一般の方、住民の方も対象になるという内容の答弁がありました。

次に、消防団員に傷害保険は掛けているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、負担金として、年度初めに消防団員も含めた全住民に対して保険を掛けている。また、消防団員に特化した保険も掛けているという内容の答弁がありました。

次に、公務が原因であれば、事故等にあった日から日にちが経過して亡くなっても補償は受けられるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、公務に起因するものであれば、この葬祭補償は受けられるという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第39号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

（９番議員降壇）

○議長　伊藤俊一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第２　議案第26号「蟹江町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第26号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

日程第３　議案第27号「蟹江町税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第27号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

日程第４　議案第28号「蟹江町都市計画税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第28号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

日程第５　議案第33号「蟹江町下水道事業の設置等に関する条例及び蟹江町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第33号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第33号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

日程第６　議案第34号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○７番　板倉浩幸君

７番　日本共産党、板倉です。

議案第34号「蟹江町水道事業給水条例の一部改正について」、反対の立場で討論いたします。

蟹江町の水道事業は、現在、100％を依存している県水の値上げ、配水管の老朽化、基幹管路の耐震化、また、水道施設の更新工事等の理由で値上げを提案をしております。相次ぐ物価高騰で疲弊している町民に、生活に欠かせない水道料金まで値上げをし、追い打ちをか

けることは認められません。

議案では、基本水量１か月当たり10立米までは廃止をし、水道メーター口径別に基本料金を設定しますが、口径13ミリメートルの10立米使用水量で500円、口径20ミリメートルで10立米使用水量で850円の料金の改定、値上げであります。

水道は命に関わる重要なインフラであり、安全で安価な水道水の確保、供給は町の責務であります。国や県のインフラ整備費用の大幅な補助金等の要請とともに、蟹江町としても、独立採算制だからといって、一般会計からの繰入れが禁止されているわけではありません。急激な物価高騰が収まらない状況の下で、町民の暮らしを守るため、一般会計の繰入れを水道事業からも求めるべきであると考えます。

水道事業など地方公営企業は、本来の目的である公共の福祉を増進するように運営されなければならないとする地方公営企業法第３条の規定に基づき、水道料金の値上げをしないよう強く要望し、本条例改正に反対をいたします。

○議長　伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許します。

○13番　安藤洋一君

13番　新風、安藤洋一です。

私は賛成の立場から討論を申し上げます。

水道は町民生活や地域経済を支える重要なライフラインであり、蟹江町の水道事業が将来にわたり安全で安心な水を供給していくことは、水道事業者に課せられた重要な責務であります。

しかしながら、近年、水道事業を取り巻く環境は、給水人口の減少による収入の減少や老朽化した施設の更新、管路の耐震化など、維持管理に係る費用負担増が見込まれるところです。

今回の改正により、町民の皆様にさらなる負担をお願いすることとなるため、事業者側には経費削減及び事務の効率化、合理化など、より一層の経営努力を求めつつ、将来にわたり安全・安心な水道サービスを維持していくために必要不可欠であると判断し、本議案に賛成いたします。

以上です。

○議長　伊藤俊一君

他に討論がないようですので、これにて討論を終結します。

これより、起立によって採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第34号は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第34号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

日程第７　議案第39号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第39号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第39号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、上下水道部次長兼下水道課長、消防次長兼総務課長、水道課長、税務課長の退席と、介護福祉課長、こども福祉課長、保険医療課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

（午前10時８分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時９分）

○議長　伊藤俊一君

日程第８　議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」

日程第９　議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」

日程第10　議案第31号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」

日程第11　議案第32号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」

を一括議題といたします。

本４案は民生教育常任委員会に付託されております。委員長より審査結果の報告を求めます。

民生教育常任委員長、山岸美登利さん、ご登壇ください。

（５番議員登壇）

○民生教育常任委員長　山岸美登利君

それでは、民生教育常任委員会に付託されました４案件につきまして、去る６月９日に委員会を開催し、委員全員出席の下、審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、子ども・子育て支援納付金の制度について説明を求めるという内容の質疑がありました。

これに対し、国の政策で少子化対策の強化に当たり、子育て世帯を支える新しい分かち合い、連帯の仕組みとして、少子化対策に受益を有する全世代、全経済主体に医療保険の保険料と合わせて令和８年度から徴収するものである。この徴収した支援金は、法律で定めた子ども・子育て世帯向けの給付等事業費用に充てられる。対象事業は、児童手当、妊婦支援給付金、出生後休業支援給付金、育児時短就業給付金、こども誰でも通園制度、国民年金第１号被保険者の育児期間に係る保険料の免除措置の６つであるという内容の答弁がありました。

次に、国保で賦課する子ども・子育て支援納付金は幾らかという内容の質疑がありました。

これに対し、国が示す資料によると、月額１人当たり300円程度が令和９年度、令和10年度で上がっていくという内容の答弁がありました。

次に、子ども・子育て支援納付金で課される18歳以上の均等割額50円について説明を求めるという内容の質疑がありました。

これに対し、少子化対策であることを鑑み、子供がいる世帯の拠出が増えないようにするために、第24条の軽減措置の中で18歳未満に係る均等割を10割軽減する規定を定めている。その減った分を18歳以上の均等割として50円徴収するという内容の答弁がありました。

次に、県に納める納付金のうち、子ども・子育て支援納付金はどれくらいを占めているのかという内容の質疑がありました。

これに対し、納付金全体で約９億7,000万円のうち、約2,100万円が該当するという内容の答弁がありました。

次に、県に納める納付金は、医療分、後期高齢支援分、子ども・子育て支援納付金分など分けて納めるのか。一括納付であるならば、昨年度より県への納付金額が減っているため、子ども・子育て支援納付金を徴収しなくても対応できたのではないかという内容の質疑がありました。

これに対し、納付金は医療分、後期高齢支援分、子ども・子育て支援納付金分など、毎月おのおの分けて納める。診療報酬の改定による医療費の増加や給与所得控除額の影響による保険税の減収などが見込まれることから、国保の健全な財政運営のために、県の標準保険税率を参考にしながら令和８年度は据え置くこととしたという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、反対討論として、そもそも国保税の目的は医療給付分の財源の確保であり、少子化対策に流用することは、疾病や老齢などの健康リスクに備え

る公的医療保険の目的から大きく離脱している。医療保険に上乗せするこの方式が前例となれば、今後、医療と無関係な政策にまで保険税が流用される危険がある。子ども・子育て支援は国庫負担で対応すべきだと考え、反対するという内容の討論がありました。

これに対し、賛成討論として、子ども・子育て支援は非常に大きな問題であり、子育て世帯や子供のために支援納付金を使うべきであると考え、賛成するという内容の討論がありました。

賛否を求めたところ、議案第29号は賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、小規模保育事業にA、B、Cの３つの型があるが、違いについて説明を求めるという内容の質疑がありました。

これに対し、職員配置の基準が異なる。A型は保育士資格を有することが必須である。B型は２分の１以上が保育士資格を有すること。C型は家庭的保育者でも配置できるというように、基準に差異がある。蟹江町には小規模保育事業の該当はないという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第30号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、事業者から申請があった際、連携する保育所等を蟹江町から紹介することはあるのかという内容の質疑がありました。

これに対し、事業者に連携する保育所等を探してもらう形になるという内容の答弁がありました。

また、蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例は、事業認可の後に市町村が確認行為をするための条例であるのに対して、蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例は、市町村が事業認可を行うための基準を定める条例であるという内容の説明がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第31号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」を議題としました。

審査に入ったところ、令和８年３月定例会でも同条例の一部改正議案が上程されたが、今回の改正との違いについて説明を求めるという内容の質疑がありました。

これに対し、３月定例会上程時の改正内容は、令和６年度から令和８年度で設定している第９期の介護保険料を算定する際には想定し得なかった税制改正が行われたため、令和８年

度の介護保険料算定に限り、令和７年度の税制改正により変動があった給与所得控除を税制改正前のものとして算定するものである。今回の改正内容は、令和７年度の住民税が非課税の方で令和８年度も住民税非課税の範囲内で働かれた方が、介護保険料の算定において住民税が課税の扱いになった場合、本人の責任によらない特別の理由に該当するとして、住民税非課税の場合の介護保険料との差額分を減免とするものであるという内容の答弁がありました。

次に、介護保険料の収入への影響はあるのか、また、申請は必要かという内容の質疑がありました。

これに対し、ごく一部の方が対象となるため、介護保険料の総収入としては大きな影響はないと考えている。対象の方は申請なしで非課税の扱いとするという内容の答弁がありました。

次に、特別の理由には、どのような場合が該当するのかという内容の質疑がありました。

これに対し、今回のような場合や、災害、火災に見舞われた場合などが考えられるという内容の答弁がありました。

質疑を終結し、討論を求めたところ、討論もなく、議案第32号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告に代えさせていただきます。

（５番議員降壇）

○議長　伊藤俊一君

以上で委員長報告を終わります。

これより議案ごとに委員長報告に対する質疑、討論、採決を行います。

日程第８　議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

○７番　板倉浩幸君

７番　日本共産党、板倉浩幸です。

議案第29号「蟹江町国民健康保険税条例の一部改正について」、反対の立場で討論をいたします。

この議案は、国民健康保険税に子ども・子育て支援納付金を上乗せするというものであります。政府は少子化対策の加速プランの財源として総額3.6兆円のうち１兆円をこの支援で賄おうとしています。

そもそも国保税の目的は医療給付の財源の確保であり、少子化対策に流用することは、疾

病や老齢など健康リスクに備えるという公的医療保険の目的から大きく逸脱しています。

蟹江町においても、2026年度、県への事業費納付金は、子ども・子育て支援納付金の上乗せで約2,100万円であります。18歳以上の負担額は年間4,070円で、2027年、2028年と３年間上乗せは続いていきます。

この子ども・子育て支援納付金の増額部分を医療保険税本体で相殺して徴収しない自治体も出てきております。

政府は、支援金の導入に当たっては、社会保障の歳出改革を行い、社会保険料の負担を軽減させるため実質的な負担はありませんとしていますが、実質負担ゼロに逆行する事態だと考えます。

また、医療保険税に上乗せする方式が前例となれば、今後、環境また教育など、医療と無関係な政策にまで保険税が流用されてしまう危険があり、子育て支援は国庫負担で対応すべきだと考えます。

以上の理由から、本条例改正に反対をいたします。

○議長　伊藤俊一君

次に、原案に賛成者の発言を許可いたします。

○３番　志治市義君

３番　新風、志治市義です。

私は賛成の立場から討論申し上げます。

今回提案されている国民健康保険税条例の改正については、令和８年度分の国民健康保険税から適用される子ども・子育て支援納付金課税額の新設、また、保険税課税限度額及び保険税軽減判定基準額を見直すものです。

子ども・子育て支援金制度は、子育て施策の拡充に充てるもので、子供や子育て世帯を社会全体で支える制度です。

課税限度額や軽減判定基準の見直しは、負担能力に応じた応分の負担を求めることで、保険税負担の公平性確保や格差是正につながると考えます。

子ども・子育て支援金制度や国民健康保険制度を将来にわたり持続可能な制度とするための必要な改正であり、町の国民健康保険制度の安定した運営のためにも必要な改正であります。よって本案に賛成いたします。

○議長　伊藤俊一君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結いたします。

これより起立によって採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

議案第29号は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

起立多数です。したがって、議案第29号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

日程第９　議案第30号「蟹江町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第30号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第30号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

日程第10　議案第31号「蟹江町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第31号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第31号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

日程第11　議案第32号「蟹江町介護保険条例の一部改正について」の委員長報告に対する質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第32号を採決します。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第32号は委員長の報告のとおり可決されました。

ここで、介護福祉課長、こども福祉課長の退席と、環境課長、ふるさと振興課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

午前10時40分から再開をいたします。

暫時休憩といたします。

（午前10時28分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時40分）

○議長　伊藤俊一君

日程第12　議案第37号「令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第２号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第37号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここで、環境課長、保険医療課長の退席と、政策推進課長、介護福祉課長の入場を許可いたします。

入替えのため、暫時休憩といたします。

（午前10時40分）

○議長　伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時41分）

○議長　伊藤俊一君

日程第13　議案第38号「令和８年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

（発言する声なし）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第38号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

日程第14　「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長　伊藤俊一君

お諮りいたします。

精読になっておりました議案第40号「令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第３号）」をこの際日程に追加し、議題としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。したがって、本案を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第15　議案第40号「令和８年度蟹江町一般会計補正予算（第３号）」を議題とい

たします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

○７番　板倉浩幸君

７番　板倉です。

先ほど全員協議会で、主に歳出のことで、何に使うかということだったんですけれども、歳入の面で、３月議会の第１号補正で、このとき、げんき商店街推進事業補助金（プレミアム商品券）分ということで、県からの補助もあるんですけれども、今回については県の補助はないので、国庫補助のみでということで、多分予算がそうなっているのだからそうだと思うんだけれども、ないのか、お願いします。

○総務部長　鈴木孝治君

議員おっしゃるとおり、今回は県のほうの補助金は入っておりません。

以上でございます。

○議長　伊藤俊一君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（発言する声なし）

討論がないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第40号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

○議長　伊藤俊一君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、令和８年第２回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

（午前10時46分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長　　伊　藤　俊　一

９番　議　員　　三　浦　知　将

10番　議　員　　吉　田　正　昭